

平成21年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

農政水産部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
湖東農業農村 振興事務所	平成21年度第3号湖東 地域獣害対策環境整備 支援隊派遣事業業務委 託	新規に失業者を雇用し、こ れらをもって「獣害防止対 策環境整備支援隊」を設 置し、希望する集落に対し て派遣する。	平成21年11月10日	杉田竹材(有)	6,000,000	河川敷の「竹林」の伐採については、下記の理 由により指名競争入札が困難なため、滋賀県竹 材協会の竹林業者との随意契約とした。 河川敷の竹林の伐採作業に当たっては竹の性 質に注意が必要で、作業は常に危険が伴うた め、竹の取扱いについての専門的な知識や技術 や機材を有する竹材業者でなければ新規雇用者 にも的確な作業の指導が行えないため。	2号	3イ